

## 1 これまでの経過

平成 24 年 5 月 20 日	当局の三郷浄水場で基準値を超えるホルムアルデヒドを検出したため、三郷浄水場からの送水を平成 24 年 5 月 23 日まで停止（東京都では、断水なし）
平成 24 年 7 月 26 日	関係都県が共同で、原因物質のヘキサメチレンテトラミンの排出事業者であるDOWAハイテック(株)へ申入れ
平成 24 年 12 月 26 日	DOWAハイテック(株)に対して損害賠償請求
平成 25 年 1 月 18 日	DOWAハイテック(株)が損害賠償請求に応じない旨を回答
平成 25 年 8 月 30 日	DOWAハイテック(株)に対し、損害賠償請求訴訟をさいたま地方裁判所に提訴
平成 25 年 10 月 23 日	第 1 回口頭弁論。 その後、和解まで計 38 回の弁論準備手続
平成 30 年 12 月 26 日	さいたま地方裁判所の弁論準備手続にて和解

## 2 各水道事業体の和解額（参考）

埼玉県企業局	38,317,669 円
東京都水道局	15,687,127 円
茨城県企業局	6,205,487 円
群馬県企業局	2,559,894 円
合計	62,770,177 円

※ 各事業体とも実損害額の全額

## 3 ホルムアルデヒドについて

無色透明の気体で水によく溶けやすい。眼や鼻、呼吸器などへの刺激性がある。合成樹脂の原料として使われ、消毒薬や防腐剤などにも使われる。発がん性があるとされている。

水道水については、水道法第 4 条に基づく厚生労働省令において、0.08mg/ℓ以下の水質基準が定められている。